

2021 年度

児童虐待に関する実態調査  
報告書

特定非営利活動法人ひだまりの丘

令和3年度 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

## 目次

1. はじめに .....	3
1-1. 本調査の経緯.....	3
1-2. 本調査の目的.....	4
2. 方法.....	5
2-1. 調査の方法 .....	5
2-1-1. 本調査の実施体制.....	5
2-1-2. インタビューの方法・体制.....	6
2-2.調査に使用したツール.....	7
2-2-1. サマリーシート .....	7
2-2-2. フェイスシート .....	8
2-2-3. リスク・アセスメントシート .....	10
2-3. インタビューの対象.....	10
2-4. インタビューにおける倫理的配慮 .....	10
3. 結果.....	12
3-1. 虐待を受けた子どものインタビュー実施概要.....	12
3-2. 虐待を行った親のインタビュー実施概要.....	13
3-3. 家庭状況 .....	14
3-4. 虐待の内容 .....	15
3-4-1. 虐待種別 .....	15
3-4-2. 虐待開始時・終了時の子どもの年齢 .....	15
3-4-3. 加害者.....	15
3-4-4. 主な加害者の状況 .....	15
3-5. 虐待の発生・解消の原因.....	17
3-5-1. 虐待の理由 .....	17
3-5-2. 虐待解消の理由 .....	18
3-6. 虐待定着度による分類 .....	20
3-6-1. 分類方法 .....	20
3-6-2. 分類結果 .....	20
4.分析 .....	22

4-1. 家庭環境に関する分析 .....	22
4-1-1. 観点1：保護.....	22
4-1-2. 観点2：虐待の認識.....	24
4-2. ハイリスク・アプローチに関する分析.....	25
4-2-1. 観点3：相談する意思.....	25
4-2-2. 観点4：支援の拒絶.....	26
4-3. ポピュレーション・アプローチに関する分析.....	27
4-3-1. 観点5：不信感.....	27
4-3-2. 観点6：インフォーマル資源.....	29
4-4. 虐待の経路に関する分析.....	31
4-4-1. 虐待のリスク要因.....	31
4-4-2. 虐待が発生し、解消するまでの段階 .....	34
4-4-3. 虐待の発生経路 .....	38
5. 考察.....	40
5-1. 虐待予防における「リアリティの共同構築」 .....	40
5-2. 子育て中の親への支援について.....	42
5-3. インタビュー調査自体が持つ影響について .....	43
6. 専門家からのコメント .....	44
6-1. 浦田雅夫氏（大阪成蹊大学教育学部 教授） .....	44
6-2. 渡辺久子氏（日本乳幼児精神保健学会 会長） .....	46
文献目録 .....	49

# 1. はじめに

## 1-1. 本調査の経緯

特定非営利活動法人ひだまりの丘（以下、当法人と記載する）は、特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎとの協働で、児童虐待予防推進事業「子はたからプロジェクト（以下、当PJと記載する）」を2018年に立ち上げた。当PJは、虐待の防止（生じた後の対処）と同等に、予防（生じさせないための対処）が重要であるという観点のもと、現在特に不足している児童虐待に対する予防的アプローチの検討を中心に、幅広い実践や調査を展開している。具体的には、親子ワークショップ、教材開発、講演・研修、地域の親子向けの居場所づくり、関係者による勉強会、児童虐待当事者に対するヒアリング調査等である。

児童虐待当事者に対するヒアリング調査については、2020年に児童虐待の元被虐待当事者30名に対する福祉専門家によるヒアリング調査を実施し、関係者による分析・考察を行った（以下、2020年度調査と記載する）。この調査において、親や子どもが自覚の無いケースや、虐待を隠したケースが多く見られた。「家庭外の人へ相談する意思を持っていなかった」と話したケースは30名中16名(53%)、「家庭外からの積極的介入を拒絶した」と話したケースは同6名(20%)だった。以上の調査結果は「2020年度児童虐待ケースアセスメント調査報告書」にまとめ、公開した。また調査結果の一部は、読売新聞のWEB版、および紙面(全国版)に「『先生に言うと親に伝わる』『逃げ出せないと諦め』…虐待の子、半数が相談せず」というタイトルで掲載され [1]、その実態が幅広く知られるところとなった。

元被虐待当事者が、自らの経験を自由に語れる機会はほとんどない。生々しい当事者の語りから本質的な施策に関する学びを得られるという点でも、当事者が痛みや抑圧の経験を他者と共有することで虐待防止に貢献できるという回復

の機会となる点でも、本調査は大変意義深い機会となっている。また 2020 年度調査では、虐待の発生をどのように未然に防ぐかという点についての知見は限定的だった。このため、調査対象に加害者も含めた形で、2021 年度も同様の形式での調査を継続実施することとなった。

令和 3 年度児童虐待に関する実態調査は、「子はたからプロジェクト」の一環として、独立行政法人福祉医療機構が実施する令和 3 年度社会福祉振興助成事業の支援を受けて実施した事業の一部である。

## 1-2. 本調査の目的

本調査は、「社会全体で出産・子育てに対して責任を持つ市民意識の醸成を図るとともに、将来的には、子どもの健全育成を担う公的な制度を確立する」という当 PJ の目的を達成するために、虐待が生じた家庭の子どもと親へのインタビューを実施する。得たデータを分析することで、児童虐待の予防、早期発見、および被害低減に対する有効な対策を提案することを目的とする。

## 2. 方法

### 2-1. 調査の方法

本調査は、令和3年度に実施した。児童養護施設のスタッフや社会福祉士によって、虐待を受けた子ども12名、虐待を行った親3名へのインタビューを行った。データは、「サマリーシート」・「フェイスシート」・「リスク・アセスメントシート」の3種類のシートを用いて、インタビュアーが記録・整理した。インタビュー終了後に、調査に携わったスタッフに対するグループインタビューを実施した。

#### 2-1-1. 本調査の実施体制

本調査は、下記のメンバーを中心に実施した。

表 1. 本調査の実施体制

氏名	所属・役職	本事業での 主な役割
蛸沢 光	NPO 法人ひだまりの丘 副理事長 NPO 法人なごやかサポートみらい 理事長	監修 事務局
生川 真悟	絵本作家 児童虐待予防推進事業 子はたからプロジェクト 発起人	調査設計
小池 達也	一般社団法人よだか総合研究所 理事	報告書執筆
石川 治江	NPO 法人ケア・センターやわらぎ 代表理事	アドバイザー

## 2-1-2. インタビューの方法・体制

インタビューは対面もしくはオンラインで実施した。インタビュー方法は、ある程度の質問項目を設定した上で、インタビュー対象の自由な語りを引き出していく半構造化インタビューの形式で実施した。時間は1回あたり1～2時間だった。インタビューへの参加者は、常にインタビューの対象者とインタビュアーの2名だった。

インタビューは、下記の3名により実施した。

表 2. インタビューの実施体制

記号	性別	年代	所持資格
A	女性	30代	保育士
B	女性	40代	社会福祉士、ケアマネージャー
C	男性	30代	介護福祉士

## 2-2.調査に使用したツール

### 2-2-1. サマリーシート

主にインタビュー対象の属性（性別、年齢、地域、障がい・疾病など）、虐待の内容（種別、期間）、家族の状況（構成、家庭環境、就労状況など）、主な加害者、加害者の状況（妊娠・障がい・被虐待経験・疾病など）、支援の内容等について記載した。

令和3年度社会福祉振興助成事業(WAM助成)ヒアリング調査 サマリーシート				
取材日		記入日		記入者
管理番号		性別		取材時年齢
虐待当時の 居住地域 (1)		虐待当時の 居住地域 (2)		虐待当時の 居住地域 (3)
虐待種別 ※該当するもの にチェック 「○」(複数 可)		身体的虐待 ネグレクト 性的虐待 心理的虐待 (面前DV含む) その他 ( )		
虐待期間 (年齢)	~			
世帯構成				
主な加害者				
家庭環境 (状況)	経済的困窮 ひとり親		多子 (兄弟三人以上) ステップファミリー	
被害者状況 ※該当するもの にチェック 「○」(複数 可)	発達障害 その他障害 ( ) その他疾病 ( ) その他			
加害者状況 ※該当するもの にチェック 「○」(複数 可)	思いがけない妊娠		被虐待経験 精神疾患	
	発達障害 その他障害 ( ) その他疾病 ( ) その他			
世帯就労状況				
支援者 (支援内容)				

図 1. サマリーシート





虐待リスク・アセスメントシート  
記入方法

【フェイスシート】

※RAS=虐待リスク・アセスメントシートの略

①管理番号	記入不要	(事務局使用欄)
②氏名、性別	必須	被虐待児・者の氏名を、フリガナから記入してください。
③記入日	必須	記入を完了した日付を西暦で記入してください。
④記入者	必須	②と同一の場合は「本人」。異なる場合は、記入者の氏名を記入してください。
⑤現住所	任意	②の方の現在の住所を、都道府県および市町区まで記入してください。 (番地は不要)
⑥虐待の種類	必須	RAS 上に記載された虐待の種類全てチェックをしてください。
⑦家族・親類	必須	RAS 上に登場する家族・親類について、②(本人) からみた「続柄」、氏名、年齢(どの時点でも可) 記入してください。
⑧ジェノグラム	必須	「ジェノグラム」(家族図)とは、援助者が、利用者を中心とした家族関係を理解するために作成される図のことである。主に介護、障害、医療、教育の分野で、支援記録を作成するために使われる。 ⇒ <u>書き方は、下記を参照してください。</u>
⑨エコマップ	任意	「エコマップ」とは、援助者が、利用者を支援するために、利用者、家族、社会資源の関係性を図にしたものである。生態地図ともいわれる。1975年にアン・ハートマンが考案した。主に介護、障害、医療、教育の分野で、支援記録を作成するために使われる。 ⇒ <u>書ける場合のみで結構です。(フェイスシート裏面に記入例あり)</u>

《参考》ジェノグラムの記号

(書き方は地域によって異なります。本人とその家族構成が分かれば、どのような書き方でも結構です)

人物	表記	関係性	表記
男性	□	結婚	□—○
女性	○	離婚	□—/—○
本人	□ <sup>○</sup> / ○ <sup>□</sup>	兄弟姉妹	□—□—○
死亡者	■ / ● / ⊗ / ⊙		

虐待予防推進事業(事務局 特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎ) 2020.03

図 3. フェイスシート (記入方法)



虐待リスク・アセスメントシート  
記入方法

**【虐待リスク・アセスメントシート】**

①管理番号	(事務局使用欄)
②ケース氏名 (イニシャル)	被虐待児・者の氏名を、イニシャルで記入してください。
③記入日	シートの記入を完了した日付を西暦で記入してください。
④記入者	②と同一の場合は「本人」。異なる場合は、記入者の氏名を記入してください。
⑤年月日 (年齢・学年)	虐待が発生した年月日を記入してください。日付が不明な場合は、被害者の年齢や学年のみでも構いません。
⑥被害者	同時期に加害者から虐待を受けた被害者について、全て記入してください。 例) 兄弟、実母など。
⑦虐待コード	A) 身体的虐待、B) ネグレクト、C) 性的虐待、D) 心理的虐待(面前DV含む)、E) その他
⑧虐待被害状況/背景	虐待の状況を、出来る限り具体的に記入してください。
⑨加害者状況	当時の加害者の経済状況や精神状態などを記入してください。
⑩場所	虐待を受けていた場所について記入してください。
⑪経済状況	世帯の経済的状況について記入してください。 例) 父：失業中、母：パート掛け持ち、生保など。
⑫支援・人材	被害者に対する支援を行なった人材やサービスがあれば記入してください。
⑬医療機関	被害者に届いた、或いは被害者が利用した医療支援、サービス等があれば記入してください。 例) 病院、クリニック等
⑭公共・行政	被害者に届いた、或いは被害者が利用した公的支援、サービス等があれば記入してください。 例) 児童相談所、警察、児童養護施設、乳児院等。
⑯その他	上記以外に記述すべき事項があれば、記入してください。

虐待予防推進事業(事務局 特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎ) 2020.03

図 5. リスク・アセスメントシート (記入方法)

### 3. 結果

#### 3-1. 虐待を受けた子どものインタビュー実施概要

虐待を受けた子どものインタビューの実施概要を表3に記載する。

子どもの性別の構成は、男性が9名（75%）、女性が3名（25%）だった。

子どもの取材時年齢の構成は、20代が8名（66%）、30代が3名（25%）、40代が1名（8%）だった。

表 3. 虐待を受けた子どものインタビュー実施概要

No.	名前 イニシャル	インタビュー 一担当者	取材日 (年/月/日)	性別	取材時 の年齢
21-02	TK	B	2021/9/14	男性	22
21-04	SS	B	2021/8/10	女性	25
21-05	KS	A	2021/11/29	男性	33
21-06	YA	A	2021/11/29	女性	22
21-08	TT	A	2021/11/29	男性	24
21-09	YT	A	2021/10/23	男性	21
21-11	EA	B	2021/11/22	男性	35
21-12	BS	C	2021/10/23	男性	29
21-13	YN	A	2021/11/26	女性	29
21-14	GN	B	2021/11/2	男性	43
21-15	TK	C	2021/10/27	男性	21
21-16	NS	C	2021/11/11	男性	32

### 3-2. 虐待を行った親のインタビュー実施概要

虐待を行った親のインタビューの実施概要を表4に記載する。

親の性別の構成は、男性が1名、女性が2名だった。

親の取材時年齢の構成は、20代・30代・40代が各1名だった。

なお、No.21-13は、虐待を受けた子どもでもあり、虐待を行った親でもある。

表 4. 虐待を行った親のインタビュー実施概要

No.	名前 イニシャル	インタビュー 一担当者	取材日 (年/月/日)	性別	取材時 の年齢
21-03	KN	B	2021/09/27	女性	35
21-10	HY	B	2021/10/06	男性	44
21-13	YN	A	2021/11/26	女性	29

### 3-3. 家庭状況

インタビュー対象（全 15 ケース）の家庭状況を表 5 に記載する。

家庭が経済的困窮の状態にあった者は 6 名（40%）だった。

家庭が三人以上の子を有する「多子」だった者は 2 名（13%）だった。

ひとり親の家庭にあった者は 6 名（40%）だった。

一人の親が、その親の実子でない子を含む「ステップファミリー」の状態にあった者は 3 名（20%）だった。

なお、No.21-13 は、自身が虐待を受けた子どもの場合を No.21-13-1、自身が虐待を行った親の場合を No.21-13-02 として分けて記載した。

表 5. インタビュー対象の家庭状況

No.	経済的 困窮	多子	ひとり 親	ステップ ファミリー	両親の職業	
					父親	母親
21-02	○	-	○	-	不明	不明→生活保護
21-03	○	-	-	-	アルバイト等	准看護師
21-04	-	-	-	○	大工(自営業)	無職
21-05	-	-	-	-	会社員(正規)	パート・無職
21-06	-	-	○	-	-	会社員(正規)
21-08	-	-	○	-	会社員(正規)	無職
21-09	-	-	-	-	会社員(正規)	パート・無職
21-10	-	-	-	-	自営業	美容師
21-11	○	○	○	-	会社員(正規)	-
21-12	○	-	○	○	バス運転手→郵便局 員→市役所職員など	パブ
21-13-1	-	-	-	-	会社員(正規)	無職→パート
21-13-2	○	-	-	-	就労	無職
21-14	○	○	-	○	ガードマン→漁師手 伝い→解体業	無職
21-15	-	-	○	-	林業	-
21-16	-	-	-	-	自営業	無職

### 3-4. 虐待の内容

インタビュー対象（全 15 ケース）の虐待の内容を表 5 に記載する。

#### 3-4-1. 虐待種別

表 6 中の虐待種別は、身＝身体的虐待、ネ＝ネグレクト、性＝性的虐待、心＝心理的虐待（面前 DV 含む）を意味する。その他の種別の虐待については、表中に直接記入した。

虐待種別の構成は、身体的虐待が 12 名（80%）、ネグレクトが 5 名（33%）、性的虐待が 1 名（7%）、心理的虐待が 13 名（87%）だった。

また、1 種類だけの虐待が 2 名（13%）、2 種類が 11 名（73%）、3 種類が 1 名（7%）、4 種類が 1 名（7%）だった。

#### 3-4-2. 虐待開始時・終了時の子どもの年齢

虐待開始時の子どもの年齢（満）は、10 代未満が 15 名（100%）だった。

虐待終了時の子どもの年齢（満）は、10 歳未満が 5 名（33%）、10 代が 10 名（66%）だった。

なお、虐待を受けた子どもが 1 ケース中に複数名いる場合は、長子の年齢を記載した。

#### 3-4-3. 加害者

各ケースにおいて、虐待における主な加害者によって分類した。実父が 11 名（73%）、実母が 7 名（47%）、義父が 2 名（14%）、その他（同居男性）が 1 名（7%）だった。なお、主な加害者が複数名存在する場合や、時期によって主な加害者が異なる場合は、複数の加害者を記載した。

#### 3-4-4. 主な加害者の状況

主な加害者の疾病・障がい等の状況を記載した。

- 主な加害者に思いがけない妊娠があったケースは、1 名（7%）だった。
- 主な加害者に被虐待経験があったケースは、7 名（47%）だった。
- 主な加害者に発達障害の診断を有するケースは、1 名（7%）だった。



- 主な加害者に精神疾患を有するケースは、4名（27%）だった。  
また、精神疾患疑いが1名（7%）だった。

表 6. 虐待の内容

【虐待種別の表記】  
身：身体的虐待   ネ：ネグレクト  
性：性的虐待  
心：心理的虐待（面前 DV 含む）

No.	虐待種別	虐待開始時の子どもの年齢(満)	虐待終了時の子どもの年齢(満)	主な加害者	主な加害者の状況
21-02	心	0	17	実父→実母	実母：癌
21-03	身,心	0	9	実父,実母	被虐待経験 精神疾患
21-04	心,ネ	5	7	実母,義父	精神疾患
21-05	身,ネ	6	12	実母	精神疾患
21-06	身,心	3	15	実母	
21-08	身,ネ,心	6	17	実父	
21-09	身,心	4	15	実父	
21-10	身,心	4	6	実父	被虐待経験
21-11	身	5	8	実父	被虐待経験
21-12	身,ネ,性,心	4	11	義父,実母, 同居男性	被虐待経験
21-13-1	身,心	9	15	実父	被虐待経験
21-13-2	ネ,心	1	5	実父,実母	被虐待経験 発達障害(ADHD) 産後うつ 思いがけない妊娠 夫からの DV
21-14	身,心	0	12	実父	
21-15	身,心	8	18	実父	
21-16	身,ネ,心	4	19	実父	被虐待経験 精神疾患疑い 愛着形成に問題

### 3-5. 虐待の発生・解消の原因

#### 3-5-1. 虐待の理由

虐待が発生した主な理由を表7に記載した。なお、本項および次項について、虐待を受けた子どもへのインタビュー内容に基づき判断している場合、親が実際に有していた動機や状況とは、ズレが生じている可能性がある。

- インタビュー中に「特に理由があるわけでもなく」「理由もなく」「理不尽に」等の語句がみられたり、インタビュー中に特に理由が語られなかった場合を「不明」とし、これは3名(20%)だった。
- 加害者が薬物依存、精神疾患、精神不安定などを有している場合を「精神」とし、これは6名(40%)だった。
- 進学、勉強、生活習慣等に対する強い教育的関心がある場合を「躰」とし、これは7名(47%)だった。
- 夫婦間での関係悪化による面前DVや、加害者が配偶者の関心を自らへと引くことに関心がある場合を「配偶者」とし、これは3名(20%)だった。
- 義理の子供に対してのみ虐待がみられる場合や、養子縁組が原因となった虐待を「義子」とし、これは0名(0%)だった。
- 子どもに対して全く・ほぼ無関心である場合を「無関心」とし、これは1名(7%)だった。

### 3-5-2. 虐待解消の理由

虐待が解消した理由について表7に記載した。

- インタビュー中で虐待解消の理由について触れられなかった場合を「不明」とし、これは2名(13%)だった。
- 独力もしくは他の家族と避難した、児童相談所へ自分で電話した等自ら他者への保護を求めた場合を「保護」とし、これは1名(7%)だった。(保護の後に通告されたケースも含む)
- 他者による児童相談所への通告が行われ、児童の保護に至った場合を「通告」とし、これは5名(33%)だった。
- 両親の離婚により虐待が解消した場合を「離婚」とし、これは2名(13%)だった。
- 加害者もしくは被虐待児の逮捕により虐待が解消した場合を「逮捕」とし、これは1名(7%)だった。
- 非虐待児の結婚に伴い実家を出た場合を「自立」とし、これは2名(13%)だった。
- 加害者の死去により虐待が解消した場合を「死去」とし、これは2名(13%)だった。

表 7. 虐待の発生・解消の原因

No.	主な加害者	虐待種別	虐待の理由	解消の理由
21-02	実父→実母	心	配偶者	死去
21-03	実父,実母	身,心	精神, 不明	離婚
21-04	実母,義父	心,ネ	精神,躰	通告
21-05	実母	身,ネ	精神	通告
21-06	実母	身,心	躰	通告
21-08	実父	身,ネ,心	躰	逮捕
21-09	実父	身,心	精神	不明
21-10	実父	身,心	躰	通告
21-11	実父	身	躰	保護
21-12	義父,実母, 同居男性	身,ネ,性,心	不明, 無関心	通告
21-13-1	実父	身,心	精神, 配偶者	自立
21-13-2	実父,実母	ネ,心	精神, 配偶者	離婚
21-14	実父	身,心	躰	死去
21-15	実父	身,心	躰	自立
21-16	実父	身,ネ,心	不明	不明

【虐待種別の表記】

身：身体的虐待    ネ：ネグレクト  
 性：性的虐待  
 心：心理的虐待（面前 DV 含む）

### 3-6. 虐待定着度による分類

#### 3-6-1. 分類方法

インタビューの内容に基づき、本調査の対象となった全 15 ケースを、2020 年度調査で開発した「虐待定着度」という分類方法を用いて、5 段階に分類した。虐待定着度は、各家庭環境において、虐待がどの程度深刻に、また家庭の構成員にとって避けがたく固定化されているかを推定する指標である。

虐待定着度の分類は、表 8 に示す方法で行った。

#### 3-6-2. 分類結果

上記の方法による分類結果を表 9 に示した。

度数 5 は 6 名 (40%)、度数 4 は 1 名 (7%)、度数 3 は 7 名 (47%)、度数 2 は 1 名 (7%)、度数 1 は 0 名 (0%) となった。

表 8. 虐待定着度の分類方法

度数	分類方法
度数 5	虐待の理由が「不明」、②加害者が複数名（面前 DV・ネグレクトを除く）、③加害者が子どもである、のいずれかを満たす <ul style="list-style-type: none"><li>● 虐待の理由が「不明」：被害者自身が（実態とのズレがあったとしても）「加害者との関係性」や「加害者の状態」や「特定の状況」に虐待行動の理由を特定できているケースに比べ、「不明」に分類されたケースは、虐待行動に至る条件が特定されず、より普遍的・日常的であると感じられていたため。</li><li>● 加害者が複数名：一人だけでなく複数名の加害者がいたケースでは、家庭内の傍観者が加害者化するシステムが存在し（あるいは傍観者の加害者化を防ぐシステムが存在せず）、被害者自身にとっても、また他の家族にとっても、虐待をより避けがたい状況だったと考えられるため。</li><li>● 加害者が別の子ども：子どもが加害者化するシステムが存在し（あるいは子どもの加害者化を防げなかったシステムが存在せず）、大人が虐待を行うケースよりも、より家庭や地域などの周辺環境の影響が大きいことが考えられるため。</li></ul>
度数 4	身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待のうち 3 種類以上の虐待が行われた
度数 3	身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待のうち 2 種類の虐待が行われた
度数 2	身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待のうち 1 種類の虐待が行われた
度数 1	度数 2～5 に該当しない

表 9. 虐待定着度の分類結果

No.	虐待種別	主な加害者	虐待の理由	度数	分類の根拠 (度数=5のみ)	ヒアリング 対象
21-02	心	実父→実母	配偶者	5	主な加害者が複数名	子ども
21-03	身,心	実父,実母	精神, 不明	5	主な加害者が複数名 虐待の理由が不明	親
21-04	心,ネ	実母,義父	精神,躰	5	主な加害者が複数名	子ども
21-05	身,ネ	実母	精神	3		子ども
21-06	身,心	実母	躰	3		子ども
21-08	身,ネ,心	実父	躰	4		子ども
21-09	身,心	実父	精神	3		子ども
21-10	身,心	実父	躰	3		親
21-11	身	実父	躰	2		子ども
21-12	身,ネ,性,心	義父,実母, 同居男性	不明, 無関心	5	主な加害者が複数名 虐待の理由が不明	子ども
21-13-1	身,心	実父	精神, 配偶者	3		子ども
21-13-2	ネ,心	実父,実母	精神, 配偶者	5	主な加害者が複数名	親
21-14	身,心	実父	躰	3		子ども
21-15	身,心	実父	躰	3		子ども
21-16	身,ネ,心	実父	不明	5	虐待の理由が不明	子ども

【虐待種別の表記】

身：身体的虐待    ネ：ネグレクト

性：性的虐待

心：心理的虐待（面前 DV 含む）

## 4.分析

### 4-1. 家庭環境に関する分析

2020年度調査を踏まえて、家庭環境に関して着目すべき点として下記の観点1・観点2を設定し、本調査で得られた15ケースの実態を確認した。なお、本調査は半構造化インタビューの形式で実施したため、ケース毎に得られた情報の内容は異なり、過小評価となっている可能性がある。

#### 4-1-1. 観点1：保護

家庭の中や近所に、親から子どもを保護してくれる人がいる：

子ども対象のインタビューでは、下記7ケース（子どもの58%）が該当した。  
なお **2020年度調査も含めると、子どもの48%（20/42ケース）が該当した。**

#### 【子ども】

- No.21-04（近所の人、友達、伯母）：
  - 弁当に詰めるための白飯がない時や食料がなくてご飯が食べられない時には、近所のじいちゃん（複数あり）の家にもらいに行っていた。
  - 自宅の斜め裏に住む同級生の子の家に弟と一緒に入り浸っていて、ご飯を食べさせてもらったりしていた。
  - 伯母が母結婚後も自宅に頻繁に来て、掃除や洗濯をしてくれたり、ご飯を食べさせてくれたりした。
  - 食事や食料がない時に本人自ら近所の人に声をかけて助けを求める力を持っていたため、近所の人たちから支援を受けて、飢えずに生活することができている。
- No.21-06（学校の教員）：
  - 担任の先生からは、以前に児童相談所へ連絡する旨を伝えられており、面談の日も決まっていた。母親を殺すか、自分が死ぬか、ずっと考えていて、自分が死ぬことに決め、児童相談所の面談日より前に死ぬことに決めた。すべてを終わらせたかった。担任の先生は、同級生が不慮の事故で亡くなったときに自分を責めていた。自分が死んでしまったら、また先生は自分自身を責めるだろうと感じていた。人に迷惑をかけたり、傷つけたりしたくなかったので死ぬ前に話をしに行った。自殺の理由は、先生のせいではないこと、今日帰宅後死のうと思っていることを伝えたとこ、担任が児童相談所に通告。すぐに職員が学校に来て一時保護に至った。
- No.21-08（友人）：
  - 泊りに行っていた友達に、「家を出ないと死ぬぞ」と言われ友達の家で生活させてもらうことになった。
- No.21-11（保育園の先生、父方祖父、学校の教員、父職場の同僚）：

- 早朝7時くらいから夜20時くらいまで保育園に預けられていたので、朝夕のこともが少ない時間は先生を独占でき、先生は甘えられる存在だった。
- 8歳の時、父方祖父が里親をしている知人に本人たちのことを相談したところ、児童相談所に相談することを勧められたため、父と一緒に児童相談所に行き、そのまま一時保護となった。措置理由は虐待ではなく経済的理由だった。
- 1～2年生の時の担任（2年間同じ担任）が家庭の事情を把握して、何度も家庭訪問してくれたり、父に話をしてくれたりした。優しく、自分たちのことを気にかけてくれていた。
- 父が残業で保育園の迎えに来られないと、父の職場のパートさんが代わりに迎えに来て、父が帰宅するまでパートさん宅で預かってくれていた。

● No.21-13-1（近所の女性）：

- 2軒隣の女性。気にかけてくれて、両親には内緒で送迎などもしてくれていた。今思えば、状況をわかってくれていたのかもしれない。
- 近所中に怒鳴り声は聞こえていたけれど、反応は何もなし。近所の大人は虐待の状況を知っていても何も言わないので、家庭で行われていることは「普通」のことなのだ、と思い誰かに相談することではないと思っていた。居住地域は年配者が多く、親から子どもへの暴力がある程度あったとしても、「そういうもの」という意識があったと思う。現在でも、近所の人に「お父さん大変だったね」と言われるが「虐待」という認識はないように感じる。食事の時間は苦痛で何も感じないようにしていた。

● No.21-14（小学校の担任、祖母、親族）

- 小学校の担任は家庭状況を把握して、何かと気にかけてくれた。
- 母が家出して不在の時に、祖母が家のことや子どもの世話をしてくれた。
- 親族が、母が家出をしている間の世話をしてくれた。

● No.21-16（友人、叔父）

- 虐待はあり、本人に深刻な症状は出ていた。しかし、一方で叔父が助けてくれていたこと、友だちの家に自分で勝手に遊びに行けたこと、学校の先生たちに学力を認められていたであろうこと、ヤンキーの友だちがいたことで、本人の気づかぬうちに豊富なインフォーマル資源に出会っていった。

【親】 不明あるいは該当なし



#### 4-1-2. 観点2：虐待の認識

子ども自身が、虐待期間が終わるまで「虐待」だと認識していない：

子ども対象のインタビューでは、下記7ケース（子どもの58%）が該当した。

なお **2020年度調査も含めると、子どもの64%（27/42ケース）が該当した。**

##### 【子ども】

- No.21-02
  - 母から度々、自分自身を否定される言葉を言われたことを心理的虐待と分類したが、今も本人には虐待だという意識がない。
- No.21-04
  - 義父からの暴力が虐待との認識はなかったが、家の中が安全ではない、怖いという気持ちはあったので、一時保護になる時に帰りたいとは思わなかった。
- No.21-05
  - 母におびえる気持ちや恨む気持ちはなかった。
- No.21-06
  - 小学5年生の時、体の痣を確認され、学校で児童相談所職員の面談を受ける。児童相談所職員がお守りの中に名刺を入れてくれたが、すべての荷物を母親が確認するので、見つかり、連絡帳を通して担任に事情を聞かれ、母親も児童相談所の面談を受けるが「躰」という結果で終了となる。この時から「母親のやることはすべて正しい」と思っていたので、母親の発言を信じ込んで、自分が悪い、自分の行いが間違っているから、母親から殴られるし、殺されかけると感じていた。
- No.21-11
  - 父から暴力を振るわれるのは、悪いことをしたときに隠そうとして嘘をついたり、人のせいにしたりする時だけだったので、虐待という認識は全くなく、自分が悪いから叩かれているという認識だった。それが父のやり方だから仕方ないと思っていた。
- No.21-13-1
  - 近所中に怒鳴り声は聞こえていたけれど、反応は何もなし。近所の大人は虐待の状況を知っていても何も言わないので、家庭で行われていることは「普通」のことなのだ、と思いつきに相談することではないと思っていた。居住地域は年配者が多く、親から子どもへの暴力がある程度あったとしても、「そういうもの」という意識があったと思う。現在でも、近所の人に「お父さん大変だったね」と言われるが「虐待」という認識はないように感じる。
- No.21-14
  - 父からのげんこつはあくまでしつけの一環であり、今でも虐待だと認識していない。悪いことをした時に怒られるだけで、理不尽に怒られることはなかった。夜も父子で川の字になって寝ていたし、事あるごとに「目の中に入れても痛くない」と言われて、父からは大事にされた記憶、愛情をもって育てられた思いしかない。

【親】 不明あるいは該当なし

#### 4-2. ハイリスク・アプローチに関する分析

2020年度調査を踏まえて、ハイリスク・アプローチに関して着目すべき点として下記の観点3・観点4を設定し、本調査で得られた15ケースの実態を確認した。なお、前項と同様の理由により過小評価となっている可能性がある。

##### 4-2-1. 観点3：相談する意思

子ども自身が、家庭外の人へ相談する意思を持っていない：

子ども対象のインタビューでは、下記10ケース（子どもの83%）が該当した。  
なお **2020年度調査も含めると、子どもの62%（26/42ケース）が該当した。**

##### 【子ども】

- No.21-02（虐待だと認識していない）
- No.21-05（虐待だと認識していない）
- No.21-06（虐待だと認識していない）
- No.21-09
  - 家族以外の人に、家庭のことを話したことは全くなかった。隠したかった気持ちがあった。毎日泥酔な父が恥ずかしい、理不尽に殴られている自分も恥ずかしい。と感じていた。言っても解決にならないだろうと思っていた。
- No.21-11（虐待だと認識していない）
- No.21-12
  - 小5で虐待が見つかるまで、支援してくれた人を思いつかない。助けを求めたり、求めようとしなかったりした。
- No.21-13-1（虐待だと認識していない）
- No.21-14（虐待だと認識していない）
- No.21-15
  - 小中どちらかの時期に、友だちにオレンジリボンに電話を「かけてくれ」と言ったことがあるが、実際はかけていない。本人も、電話をかけようとするがかけられない。ボタンを押すところまではできた。実父の他、担任の先生からも殴られていた。父の暴力も、先生の暴力も、どちらにも相談できなかった。
- No.21-16
  - ずっと父から見られている感覚があったので、本人はピリピリしていた。いつ無理やり呼び出されて、話し合いになるのか、嫌だった。

##### 【親】 不明あるいは該当なし

#### 4-2-2. 観点4：支援の拒絶

家庭外からの支援や介入が、親または子によって拒絶された：

子ども

対象のインタビューでは、下記2ケース（子どもの16%）が該当した。

なお **2020年度調査も含めると、全ケースの18%（8/45ケース）が該当した。**

##### 【子ども】

- No.21-12
  - 小学校5年時、担任が虐待に気づく。左のお尻に火傷があり、左尻を浮かせて右寄りに座っていたので、担任と教室の外で話をした。尋ねられても答えなかった。隣の教室の先生、保健室の先生、教頭、校長も来て、5人の大人にお尻を見られた。本人はお尻を隠そうとした。お尻を見られた後、児童相談所に連れて行かれた。
- No.21-15
  - 8～9歳頃、父に外に出され、家の鍵を締められてしまう。双子で「二人でどっか行こうぜ」と話し合い、隠れていた。父が警察に連絡して、家の前にパトカーが来る。警察官が「殴られたりするか？」と聴いてきた時、本人は「そういうのはない」と答えた。そのため、警察は介入できなかった。

【親】 不明あるいは該当なし

#### 4-3. ポピュレーション・アプローチに関する分析

2020年度調査を踏まえて、ポピュレーション・アプローチに関して着目すべき点として下記の観点5・観点6を設定し、本調査で得られた15ケースの実態を確認した。なお、前項と同様の理由により過小評価となっている可能性がある。

##### 4-3-1. 観点5：不信感

社会に対して、どうせ何もできない／してくれない、という不信感があった。：

子ども対象のインタビューでは、下記4ケース（子どもの33%）が該当した。  
なお **2020年度調査も含めると、子どもの24%（10/42ケース）が該当した。**

親対象のインタビューでは、3ケース全てが該当した。

また、3名中2名は、その後不信感を解消する機会があった。

#### 【子ども】

##### ● No.21-06

- 担任の先生からは、以前に児童相談所へ連絡する旨を伝えられており、面談の日も決まっていた。母親を殺すか、自分が死ぬか、ずっと考えていて、自分が死ぬことに決め、児童相談所の面談日より前に死ぬことに決めた。すべてを終わらせたかった。

##### ● No.21-08

- （実父に）殺されると感じた。児童相談所へ伝えるが「父にダメです、と言っておきます」という対応で具体的な対応はされなかった。口だけの約束なんて意味がないと思っていた。
- 悪いことをして、一時暴力がなくなったが、その代わりに食事を与えられなくなり、食べ物を買うために父の金を盗むようになった。深夜徘徊、喫煙、喧嘩、窃盗など繰り返して、父から叱られる事が多かった。原因はわからないが、家を出されて友達の家泊まっていたが、これ以上泊まれなくなりホームレス状態で、ビルの中やトイレや公園で過ごしていた。働いて親に連絡されることを考え仕事もできなかつたので、生きるために仕方なく食べ物を万引きし、現行犯逮捕され鑑別所、少年院へ入る。通常は、初犯では少年院に入らないが、父が引き取り拒否したので少年院へ入ることになった。
- 警察には、痣に気づき聞かれ、父からの虐待について話すが、具体的な対応はなかった。

##### ● No.21-09

- 毎日泥酔な父が恥ずかしい、理不尽に殴られている自分も恥ずかしい、と感じていた。言っても解決にならないだろうと思っていた。

##### ● No.21-13-1

- 自分の家がおかしいことはあまり認めたくなかつた。自分の家の状況を話すことはいけないことだと感じ、誰かに話すことはなかつた。辛い気持ちなど全くしていなかつた。

## 【親】

### ● No.21-03

- (不信) 長女 2 歳の時に女性相談に電話したことがあるが、シェルターの利用は離婚の意志がないと無理と言われ、社会に見捨てられた気持ちになった。「こんな気持ちが揺らいでいる状態ではまだダメなんだ」「自分でやらなきゃ」と思った。その後も 2 回くらい電話しているが、家を出る決心がつかなかった。
- (不信の解消) 次女が 1 歳 8 ヶ月頃、共依存のままの自分が嫌になり、自分を責めて、練炭自殺を企図したが、長女が気づいて火をつけるものを隠してしまっていたため未遂に終わった。そのまま海を見ていたら警察に保護され、そこで今まであったことをすべて話し、自分のやり方が間違っていたことに気づき、友人に「助けて」と言えた。これを機にフェミニストサポートセンター東海に相談、その 1 ヶ月後に実家の家族や兄、友人に手伝ってもらい、夫にばれないように自分と子どもだけ転居した。別居後、約 4 か月で離婚成立。

### ● No.21-10

- (不信) 一度目の一時保護、アンガーマネジメントの研修を受けた時は、「どうしようもないじゃん」「なんで離れ離れにするんだ」と児相への敵意の気持ちが強かった。
- (不信) 転居後の市立保育園では「自分たちで何とかしてください」という姿勢が強く、わかり合えないという感じがした。「なんだあいつら」と思っていた。
- (不信) 友人に相談するのはハードルが高く、行政に相談するのは発想がなかった。児相に至っては存在すら知らず、一時保護されて初めて存在を知った。保育園にも、長男の対応で他の保護者から苦情を言われたことへの対応について相談することはあっても、子育てそのものについて相談する考えがなかった。
- (不信の解消) 二度目の一時保護を機に療育センターを受診し、発達障害の疑いと言われた時にはすごく安心した。「この子が悪いわけじゃない」「この子がわざとやっているわけじゃない」と思えて楽になった。発達障害かもしれないと思うことはあったが素人なので確信がなかった。

### ● No.21-13-2

- (不信) 町役場からファミサポを紹介され、問い合わせするも、送迎や食事作りなどの自分が希望するサポートは受けられないとわかり「死ぬしかない」と感じた。
- (消耗) 引越し先の自治体の保健師が訪問に来て辛さは共有していた。子どもが死んでしまわないか、確認していた。うんちをすぐに変えられない、一緒に遊べない、食事とれないなどの状況だったので、子どもたちと遊んでくれる・清潔に世話をしてくれるなど安心して暮らせる環境づくりを手伝ってほしかった。色んなことをしてあげたかったが、それができなかった。申し訳なさや、自分が嫌な気持ちが大きかった。毎日、「子どもが死なないか」というところで精一杯だった。
- 子どもの生死を自分以外の人に確認してもらっている安心感があったが、食事作りや子どもの世話など、本当は手伝ってほしかったとのことは、話したり、頼ったりはできていなかった。期待に答えてくれない不信感というよりも、頼る力がない状態だった。

#### 4-3-2. 観点6：インフォーマル資源

##### インフォーマル資源が親および子のエンパワーメントや虐待認知に貢献する：

子ども対象のインタビューでは、下記7ケース（子どもの58%）が該当した。  
なお **2020年度調査も含めると、子どもの38%（16/42ケース）が該当した。**

親対象のインタビューでは、3ケース中1ケースが該当した。

#### 【子ども】

- No.21-04
  - 父の身体的虐待について、世間的には「虐待」と言われ、おかしいこと・悪いこととされているという意識は全くなかった。しつけの延長線上でしか暴力を振るわれることはなかったので、「自分たちが悪いことをしたからなのになあ」という気持ちしかなく、周りから言われて「そうなんだ」と少しずつ認識していった。
- No.21-05
  - 友人の家で過ごすことが多く、他の家や家族を見て自分の家のおかしさに気が付く。友人を家には招けない。というおかしさに気づいてから、ずっとごみだらけの家に行ったら自分の人生どうなるのかという思いがあった。普通ってなんなのか、普通の家が良かったと感じていた。
- No.21-06
  - 「今日初めて親になぐられた」と偶然同級生の話が聞こえて来て、自分の状況が普通だと感じていたから衝撃的だった。感情の処理ができず、希死念慮が更に加速した。邪魔者扱いされて、生きていく意味がないと感じ、何もかもがどうでもよくなった。
- No.21-09
  - 友人の家に遊びに行き、友人の父に会うと自分の父との違いを感じたことがある。
- No.21-12
  - 学校や友だちの家で、子どもらしい自分、子どもらしくいようとする自分がいた。温かさとアンビバレンスを感じる。
- No.21-13-1
  - 大人の男性が子どもの自分にここまで暴力をふるうのはおかしいのではないかと感じ始める。その後、友人宅で友人の仲の良い家族と関わり、自分の父と家族の異常さを感じた。
  - 自分の家がおかしいことはあまり認めたくなかった。自分の家の状況を話すことはいけないことだと感じ、誰かに話すことはなかった。辛い気持ちなど全くしていなかった。
- No.21-15
  - 父は近隣から応援されている感じがあった。「一人で子育てしてるし、双子見とるし、いいお父さんやな」と地域の人に言い聞かされた。
  - 子育て支援、父親支援という視点でならば、父は地域の人からひとり親での双子の子育てを応援されていたとも言える。虐待について積極的な介入は、本人目線では全く無かったが、父は

地域の応援に救われた部分があったのかもしれない。一方で父親への地域の応援が本人達の育ちの苦しさを隠蔽していたとも言える。

● No.21-16

- 虐待はあり、本人に深刻な症状は出ていた。しかし、一方で叔父が助けてくれていたこと、友だちの家に自分で勝手に遊びに行っていたこと、学校の先生たちに学力を認められていたであろうこと、ヤンキーの友だち達がいたことで、本人の気づかぬうちに本人は豊富なインフォーマル資源に出会っていた。
- 決定的に助けられた経験がないのは本来虐待を止めるためにもう一步公的な機関が踏み込んで支援すべきだったのかもしれないが、一方で本人はインフォーマルな資源にたくさん出会っており、助けられる経験が分散している。助けられる経験が分散しているから、「決定的に助けてくれた人はいない」と発言できるとも解釈できる。つまり、虐待世帯への介入が難しい場合は、被虐待当事者が自分を認めてもらえる（助けてもらえる）居場所が分散してあることが重要と言えるのではなかろうか。

【親】

● No.21-03

- 次女が1歳8ヶ月頃、共依存のままの自分が嫌になり、自分を責めて、練炭自殺を企図したが、長女が気づいて火をつけるものを隠してしまっていたため未遂に終わった。そのまま海を見ていたら警察に保護され、そこで今まであったことをすべて話し、自分のやり方が間違っていたことに気づき、友人に「助けて」と言えた。これを機にフェミニストサポートセンター東海に相談、その1ヶ月後に実家の家族や兄、友人に手伝ってもらい、夫にばれないように自分と子どもだけ転居した。

#### 4-4. 虐待の経路に関する分析

本調査において親をインタビュー対象とした 3 ケースについて、虐待の経路を分析した。

##### 4-4-1. 虐待のリスク要因

3 ケースのインタビューの内容から、一般的に虐待のリスクとされている要因を抽出した。要因は『子ども虐待対応の手引き』に掲載されている 27 項目を参考に着目した結果、29 項目が確認された。以下、ケース毎の要因を表 10～12 に、3 ケースの一覧を表 13 にそれぞれ示した。

3 ケースにおいて該当した項目数は、11～18 の範囲だった。

なお、本調査は半構造化インタビューの形式で実施したため、ケース毎に得られた情報の内容は一部で異なり、過小評価となっている可能性がある。

表 10. リスク要因 (No.21-03)

要因	夫	妻
両親	本人（夫）の養育環境： ひとり親家庭  本人（夫）の特性・経歴： モラハラへの親和性、DV への 親和性、酒依存、タバコ依存、 ギャンブル依存	本人（妻）の養育環境： 経済的困窮、被虐待経験（面前 DV）、ヤングケアラー経験  本人（妻）の特性・経歴： 精神疾患、望まない妊娠
養育環境	夫の実母との同居、経済的困窮、不安定な就労、転居	
子ども	乳児期	
その他	地域社会からの孤立	

項目数：18



表 11. リスク要因 (No.21-10)

要因	夫	妻
両親	本人(夫)の養育環境： ひとり親家庭、再婚家庭、過干渉、被虐待経験(暴力・心理)  本人(夫)の特性・経験・状況： 育児に対する不安	本人(妻)の養育環境：   本人(妻)の特性・経験・状況：
養育環境	妻の実母との同居、転居	
子ども	発達障害	
その他	地域社会からの孤立、親族からの孤立	

項目数：11

表 12. リスク要因 (No.21-13-2)

要因	夫	妻
両親	本人(夫)の養育環境：   本人(夫)の特性・経験・状況：	本人(妻)の養育環境： 被虐待経験(暴力・面前DV・性的)、  本人(妻)の特性・経験・状況： 発達障害(ADHD)、産後うつ
養育環境	経済的困窮、不安定な就労、転居	
子ども	乳児期	
その他	関係機関からの支援の拒否、地域社会からの孤立	

項目数：12

表 13. リスク要因の一覧

リスク要因		No.21-03	No.21-10	No.21-13-2	
分類	詳細				
保護者	保護者の養育環境	ひとり親家庭	○	○	
		経済的困窮	○		
		ヤングケアラー経験	○		
		再婚家庭		○	
		過干渉		○	
		被虐待経験（暴力）		○	○
		被虐待経験（心理）	○	○	○
		被虐待経験（性的）			○
	特性・経歴	モラハラへの親和性	○		
		DV への親和性	○		
		酒依存	○		
		タバコ依存	○		
		ギャンブル依存	○		
		精神疾患（産後うつを含む）	○		○
		望まない妊娠・若年妊娠	○		○
		中絶	○		
		育児に対する不安		○	
		発達障害			○
		養育環境	同居人	○	○
経済的困窮	○			○	
不安定な就労	○			○	
転居	○		○	○	
子ども	乳児期	○		○	
	発達障害		○		
その他	地域社会からの孤立	○	○	○	
	親族からの孤立		○		
	関係機関からの支援の拒否			○	

#### 4-4-2. 虐待が発生し、解消するまでの段階

3 ケースのインタビューの内容から、子どもへの虐待の開始前から、虐待が解消するまでの主な段階を抜粋した。主に下記の内容に対して着目した。なお、各ケースの内容から時系列に抜粋しているため、必ずしも着目した項目の順番で記載されていない。

##### ● 着目した内容

- 背景：虐待が発生する遠因となったこと。
- きっかけ：初めて虐待が発生した直接的な原因や、その時の状況。
- 定着：虐待が定着した時の状況。
- 認識：自らの生きづらさや虐待について認識した時の状況。
- 不信：支援機関や家庭外の人に対して不信感を得た時の状況。
- 解消：虐待が解消した時の状況。

##### ● No.21-03

- （背景 1）妊娠の半年くらい前からモラハラ・DV あり。本人の SNS をチェックして「誰にでも股を開くんだろう」と言ってきたり、連絡が取れないと家まで押しかけてきたり、ゴミ出しのついでにコンビニに寄っただけで雨の中を走って迎えにきたりしていた。
- （背景 2）妊娠発覚時に夫は姑に相談したら姑から墮胎するよう勧められたため、夫からも墮胎を勧められた。本人は夫と別れて実家で出産しようと思ったが、夫の祖母が姑を説得してくれて結局、夫と入籍した。当時、夫婦とも無職だったので入籍と同時に姑と同居開始した。
- （きっかけ）長女出産後 2 ヶ月でお金のことで喧嘩した時に、初めて夫から手を上げられて口元が切れて出血した。
- （背景 3）本人と姑は価値観が全く違う上に、姑が「結婚を許してやった」という上から目線の態度だったため、本人はメンタル崩壊。半年後に夫の仕事の都合もあり、借金までして転居した。
- （定着）長女出産後もメンタル安定せず、仕事上の夫に度々 SOS の連絡をするので、生後 3 週間で夫が解雇。夫からは「俺はもう働けないから、お前が何とかしろ」と言われた。夫からのモラハラは朝から晩まで続き、

仕事・お金の話は特に、いつ地雷を踏むか分からない状態だったため、つねに気を張っている過覚醒の状態だった。夫の対応で神経をすり減らし、だんだん仕事に支障が出てきたため、仕事を正社員からパートに切り替えた。

- (認識 1) 性行為の強要もあった。痛いのでやめてほしいと言っても無理やりされた。本人 25 歳の時には望まない性行為で妊娠してしまい中絶。中絶を機に、自分に起こっていることを必死に調べて、共依存に気づき抜け出さなきゃと思った。子どもと自分が生きていくだけの力をつけようと思った。
- (不信) 長女 2 歳の時に女性相談に電話したことがあるが、シェルターの利用は離婚の意志がないと無理と言われ、社会に見捨てられた気持ちになった。「こんな気持ちが揺らいでいる状態ではまだダメなんだ」「自分でやらなきゃ」と思った。その後も 2 回くらい電話しているが、家を出る決心がつかなかった。
- (認識 2) 次女が 1 歳 8 ヶ月頃、共依存のままの自分が嫌になり、自分を責めて、練炭自殺を企図したが、長女が気づいて火をつけるものを隠してしまっていたため未遂に終わった。そのまま海を見ていたら警察に保護され、そこで今まであったことをすべて話し、自分のやり方が間違っていたことに気づき、友人に「助けて」と言えた。
- (解消) これを機にフェミニストサポートセンター東海に相談、その 1 ヶ月後に実家の家族や兄、友人に手伝ってもらい、夫にばれないように自分と子どもだけ転居した。別居後、約 4 か月で離婚成立。

● No.21-10

- (背景 1) 生まれつき発達が遅く、歩行も 1 歳半を過ぎてからで、1 歳半健診で「ちょっと遅いね」と発達のゆっくりさを指摘された。
- (背景 2) 長男 4 歳の時に、舅の死・転居・姑との同居・転職などが重なり、本人が仕事でもプライベートでもいっぱいいっぱいになってしまっていた。
- (定着) 長男ができないことが目についてしまい、強く言うが、長男はやれないので、さらに強く言うという対応。怒鳴るのは毎日、うち週に

1~2回は手が出ていた。「言ってもどうにもならないから」という気持ちで手を出していた。けがをすることもあったかもしれない。

- (不信) 長男4歳の時と6歳の時に、いずれも保育園からの通告で一時保護になっている。いずれも「報告を受けていないケガがある」というのが通告理由。一度目の一時保護、アンガーマネジメントの研修を受けた時は、「どうしようもないじゃん」「なんで離れ離れにするんだ」と児相への敵意の気持ちが強かった。転居後の市立保育園では「自分たちで何とかしてください」という姿勢が強く、わかり合えないという感じがした。「なんだあいつら」と思っていた。
- (認識) 二度目の一時保護を機に療育センターを受診し、発達障害の疑いと言われた時にはすごく安心した。「この子が悪いわけじゃない」「この子がわざとやっているわけじゃない」と思えて楽になった。発達障害かもしれないと思うことはあったが素人なので確信がなかった。友人に相談するのはハードルが高く、行政に相談するのは発想がなかった。児相に至っては存在すら知らず、一時保護されて初めて存在を知った。保育園にも、長男の対応で他の保護者から苦情を言われたことへの対応について相談することはあっても、子育てそのものについて相談する考えがなかった。
- (解消) 一時保護解除の条件として、①長男を療育センターに受診させる②本人がCPAプログラム(保護者支援事業)を受ける③CPA終了までは子どもと1対1の状況を作らない、の3点が提示された。③を満たすために、本人は半年間、家族と別居した。今は一時保護されてよかったと思っている。自分たちが変わったので感謝している。

● No.21-13-2

- (背景1) 夫が「実業家になりたい」ということで仕事を辞める。応援したい気持ちで、貯金と本人の収入でなんとかしていたが、経済的に本人に頼るようになる。先に進んでいく様子が見られず、夫から経済的なDV 精神的暴力を受けはじめ本人の体調不良が続くようになる。
- (背景2) 心療内科へ受診するが、診断はされなかった。通い続けたかったが経済的に通うことができなかった。実母や夫にも相談するが、忙

しくて断られたり、本人が思うほど深刻だとは感じてもらえずサポートはもらえなかった。育児休暇をお願いするがとってもらえなかった。

- (定着) 夫婦関係は周囲から見れば仲の良い夫婦で出かけたりもしていたが、本人が体調不良になると、食事も作れずセルフネグレクトでやせ細っている状態だった。食事作り、子どもの世話は夫がすることも多かった。また、冷凍食品で済ませたり、子どもが自分でホットケーキを作れるように教えた。子どもの幼稚園への送迎も難しく、休ませて本人が寝ているそばで遊ばせることが多かった。(記憶がとぎれている)
- (不信) 町役場からファミサポを紹介され、問い合わせするも、送迎や食事作りなどの自分が希望するサポートは受けられないとわかり「死ぬしかない」と感じた。子どもを守りたいけど、できないという気持ちがあった。
- (認識) 父から精神的暴力を受けていた頃、父のことが嫌いだったけれど、自分も父のような酷いことをしてしまうのではないかと感じ、夫に子どもを引き取ってもらいたいと感じていた。自分が家族と離れないと家庭をだめにすると感じ始めた。
- (解消) 家族関係が良く今後のことや今の状況を共有できているので、離婚という選択をしてよかったと感じている。子どもたちは自分との生活を望んでいる。子ども2人が自分の元へ長期帰省した際、嬉しい気持ちがある反面、パニック(動機など)を起こしてしまった。記憶があいまいだった部分を少しずつ思い出せるようになってきているところ。

### 4-4-3. 虐待の発生経路

4-4-1.で記載したリスク要因を、4-4-2.で記載した段階毎に整理し、虐待が発生し定着するまでの経路を図式化した。同じ項目が繰り返し現れる場合は、項目名の後に+を記載した。図6～8はケース毎、図9は全3ケースを統合して示した。

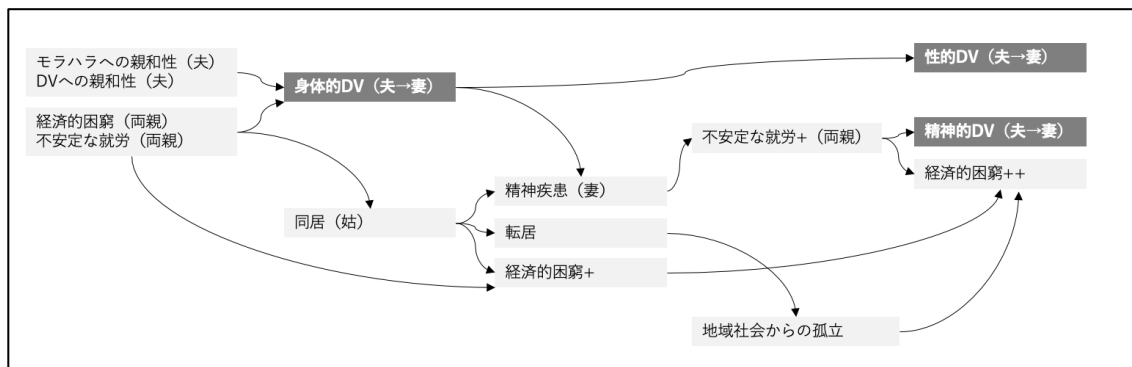


図 6. 虐待の発生経路 (No.21-03)

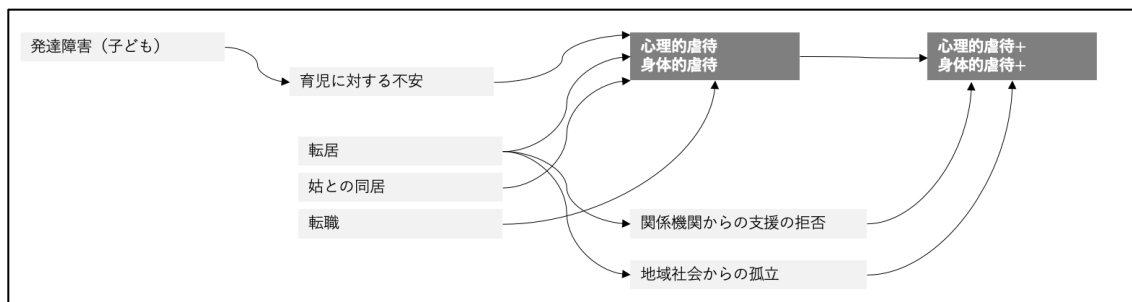


図 7. 虐待の発生経路 (No.21-10)

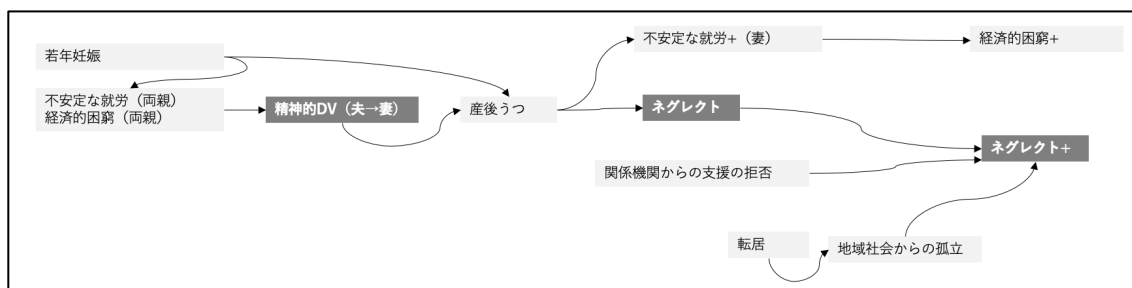


図 8. 虐待の発生経路 (No.21-13-2)

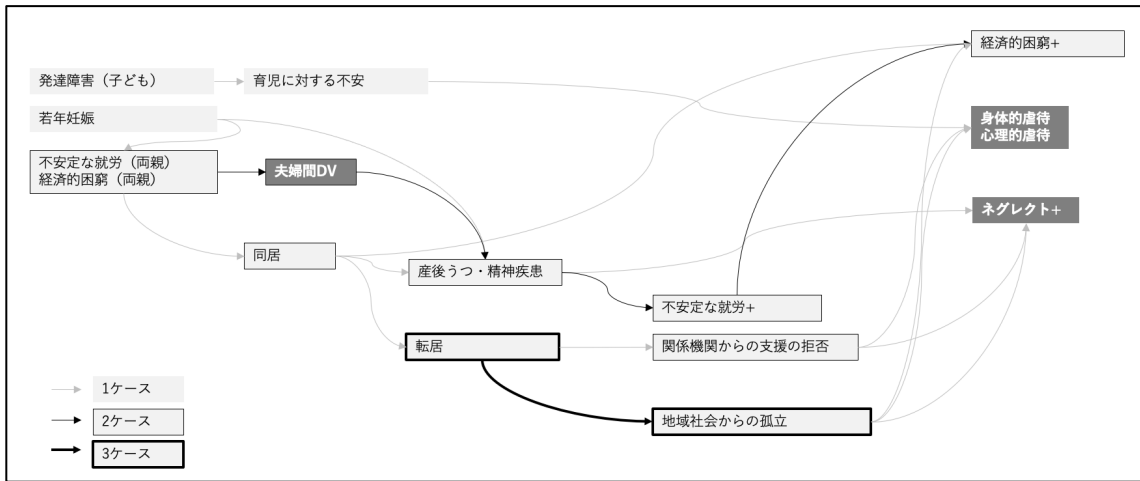


図 9. 虐待の発生経路 (全ケース)



## 5. 考察

本調査から見えた虐待の要素をベースに、いくつかの視点に基づき、有効と考えられる施策や調査を以下に提案する。

### 5-1. 虐待予防における「リアリティの共同構築」

防災心理学者の矢守克也は、災害対応行動に関して一般的に理解されている「防災情報に基づく危険性を個人個人が評価し、その結果に基づいて避難の decision-making(意思決定)が行われる」という考え方は、現実に行われているプロセスから逸脱していると批判した。その理由は、①真の危険性は当事者にも専門家にも正確に評価することができないこと、②仮に危険性について正確な情報を得ていたとしても自らの意思で危険な状況に身を置く場合があること、の2点による。そして前述の考え方に基づいた場合、防災行動には専門家とそれ以外の役割分担が必要となり、「一般の人々を、防災情報を受動的に受容してそれを処理するだけの役割に固定」し、「互いが他者にとっての防災情報を共同生成するという能動的役割を担う」機会を失わせるため、複数の先行研究を根拠に「実際の災害対応行動に及ぼす有効性は必ずしも高くない」と指摘した。

さらに、こうした状況に対する改善策として、「今何が起こりつつあるのか」というリアリティを、地域住民、災害 NPO のスタッフ、自治体職員、そして、もちろん災害の専門家も関与して、共同構築する姿勢……選ばれた一部の人間(典型的には、災害の専門家)だけが、リアリティ構築の権利を専有しているのではない。専門家も重要な役割を果たすことはたしかであるが、専門家のみならず社会を構成する様々なひとびとが、専門家の手が届かない局所情報の収集作業を通して、あるいは、自治体職員がカバーしきれない避難援助実務を通して、あるいはまた、“率先避難者”のように自らが実際に避難する姿を他の地域住民の目にさらすことを通して、『災害が迫っている』という『リアリティの共同構築』に一役買う」ことの重要性を説いた [2]。この「リアリティの共同構築」という考え方を本調査ならびに児童虐待分野に援用し、以下の考察を展開する。

本調査および 2020 年度調査では、虐待を受けた子どもの 60%近くが、虐待を認識していないという結果になった(4-1-2.を参照)。虐待の当事者にとって、虐待を認識することは困難であると言えるだろう。しかし、そもそも当事者以外の人々からも、児童虐待は曖昧なイメージでしか認識されていない。国の児童虐待対応マニュアルとも言うべき「子ども虐待対応の手引き」には虐待の定義が記載されているものの [3]、具体的な判断方法や判断基準には触れておらず、リアリティに乏しい [4]。その結果、福祉や教育の専門職でさえも、認識が揃わない [5]、判断が別れる・誤る [6] (p.24 No.21-06・No.21-13-1, p.27 No.21-08 を参照)、といった現象を生じさせている。

日本も、欧米・オセアニアの諸外国も、虐待の発見課程は主にソーシャルワーカーか警察が担っている。日本では、児童相談所での児童虐待相談での 50%が警察、49%が児童以外からの連絡であり、児童本人の割合は 1.0%に過ぎない [7]。児童相談所は連絡を受けた後、児童相談所の職員が調査を行い、原則的に児童相談所の職員のみが参加する判定会議において判定を下す [3]。一方、例えばニュージーランドでは、保険・医療・教育・法律の専門家や、地域や先住民族の代表者が参加する委員会が、ワーカーやコーディネーターに諮問を求め、判定プロセスをモニタリングしている [8]。これはまさしく、児童虐待分野における「リアリティの共同構築」の具体的な実践であろう。

また、欧米・オセアニアの諸国では、虐待の援助過程においても、ファミリーグループ・カンファレンスという形式で、専門職と親族・友人・隣人等のインフォーマルな関係にある人々と子どもが共同で、情報を共有し、養育方法を議論し決定する方法が取られている [8] [9]。こうした形で、子どもの意思やアイデンティティを尊重する民主的プロセスが採用されていることは、支援の質を向上させるだけでなく、公的支援への信頼性を高めることにも繋がる。本調査および 2020 年度調査では、虐待を受けた子どもの 24%が社会に対する何らかの不信感を抱き (4-3-1.を参照)、20%近くの親子が外部からの支援を拒絶した (4-2-2.を参照)。水面下にいる虐待ケースを顕在化させ、「誰一人取り残さない」虐待の予防や被害の低減を実現するためには、子ども自身、そしてインフォーマル資源も含めた多様なひとびとが、虐待の発見や回復のプロセスに関わることが重要であると考えられる。

## 5-2. 子育て中の親への支援について

今回実施した虐待を加えた親に対する調査では、3ケースの児童虐待に至る原因を明確に把握することができた。いずれのケースも11個以上の要因を有しており(4-4-1.を参照)、また虐待定着までに4~5の要因が連鎖していた(4-4-3.を参照)。理論的には、これらの要因を1つずつ解消するか、要因が親に与える負担を低減していくことができれば、虐待を予防する(生じさせない)ことが可能である。既存の福祉サービスで対応可能な要因も存在する。

一方で、3ケースの全てが「社会に対して、どうせ何もできない／してくれない」という不信感があった(4-3-1.を参照)。No.21-10は、他人を頼るという発想がそもそも無く、「友人に相談するのはハードルが高く、行政に相談するのは発想がなかった。児相に至っては存在すら知らず、一時保護されて初めて存在を知った。保育園にも、長男の対応で他の保護者から苦情を言われたことへの対応について相談することはあっても、子育てそのものについて相談する考えがなかった」と語っている。No.21-03, No.21-13-2は、関係機関から支援の拒否を受けて、「社会に見捨てられた気持ち」「死ぬしかない」と感じたと言っている。

現実的には、「ハイリスク家庭を絞り込んだ上で、その家庭に適切な福祉サービスを投入することで、虐待に至る要因を解消していく」というハイリスク・アプローチの方法論は、①支援が必要であるにも関わらず絞り込みから漏れた場合に重大な不信を与えてしまうこと、②適切に絞り込むということが極めて困難であること(5-1.を参照)、という2つの重大なリスクを抱えている。虐待予防を進めていく上で、このリスクを存在しないものとして無視することはできない。対照的に、対象を限定せず、行政のアセスメントからも独立した、育児や家庭環境に関する親の悩みを受け止めるポピュレーション・アプローチの方法論が、親と社会の信頼を再構築し、ハイリスク・アプローチのリスクを抑えるように働くのではないだろうか。

### 5-3. インタビュー調査自体が持つ影響について

本調査は調査対象者とインタビューアーが1対1で向き合い、対象者の自由な語りを引き出す方法によって行われた。調査対象者の中には、過去の体験について話し慣れている人もいれば、インタビュー終了後に「奥さんと自分の2人しか知らない、自分の生い立ちについて、今日初めて他の人に話しました。誰にも相談したりしたことはありませんでした。」と語る人もいた。他者に経験談を話しづらいという問題の原因は、「虐待」という言葉のマイナスイメージや、虐待を虐待と認知することの困難さに由来していると考えられる。本調査で実施している「自らの体験を語る」機会が、対象者の内省や自己覚知を深める機会となっている可能性がある。なお、本調査で実施した子ども12ケースの中には、現在も虐待だと自覚されていないケースもあった（p.24 No.21-02, No.21-14を参照）。

一方で、インタビューの翌日を予め休日にしておく調査対象者や、泣きながら当時の様子を語る調査対象者もあり、体調やメンタルへの影響も懸念される。今後も同様の調査を展開していくのであれば、インタビュー調査自体が対象者に与える影響を、ポジティブ・ネガティブの両側面から把握することが必要である。対象者に事後アンケートを送付するなどの方法で、より詳細な状況把握を進めることが望まれる。

## 6. 専門家からのコメント

本調査に対し、第三者の専門家からコメントを受けた。

### 6-1. 浦田雅夫氏（大阪成蹊大学教育学部 教授）

当事者の方の語りを深くかみしめ拝読いたしました。まず以て、壮絶な体験を語ってくださった方々に心から御礼申し上げます。

さて、あらためて言うまでもなく「虐待」と一言と言ってもそれぞれの方が語りきれない背景や思いがあります。本調査では子ども時代に虐待を受けていた方、そして親として子に虐待を行ってしまった方に対して、その個別具体的な背景や思いをインタビューという形で迫るものです。それでは、報告書を拝読し、僭越ながらいくつかのコメントを述べます。

まず、語りのなかからは、「子ども時代に受けた虐待を虐待だと認識していなかった」という人や「いまでも虐待だと認識していない」という人が複数おられます。それは、子ども時代に虐待を受けていた人の58%だということです。さらにその語りを丁寧に見ると単に「認識していなかった」ということだけではなく、「自分が悪い」「悪いことをしたときに怒られる」「自分が悪いから叩かれている」という方々が散見されます。家庭というのは外からは見えにくく、何が「フツー」かわかりにくいものです。ましてや子どもならなおさらです。うちの家での「フツー」の出来事。「なぜ、あなたは被害者なのに自分が悪かったと考えるの?」と問われても、おかれた生活環境のなかで、そう考えるのが「うちの家でのフツー」なのかも知れません。この環境のなかで作られた思考パターンを「認知」といいます。ものの見方、考え方。捉え方。理解の仕方。自己否定的感情。自責。それは成長し、社会に出たときに本人の行動や人間関係を制限することになり、生き辛さに繋がります。なかには、あのとき叩かれ、厳しく育てられたから今の私があると語る方もいます。しかし、子どもは誰ひとり、虐待を受ける必要はありません。あなたは何一つ悪くはない。いや、悪いことをしたとしても叩かれたり無視されたり、虐待を受ける必要は全くなかったのです。

また、虐待について「それが父のやり方だから仕方がない」、「(他の人に)言っても解決にならないだろう」と無力を露わにする方も少なくない。支援者の多

くは、「なぜ、言ってくれなかったの？」と問うのです。支援者は子どもや被援助者の「援助希求能力」をいかにつけるかということに熱心です。「自立をするために、社会のなかで生きていくために自ら助けてといえる力をつけなければならない。」と訴えます。教科書的にはその通りでしょう。しかし、この報告書を通して、私も含め支援者と呼ばれる人は、あらためてインタビューに協力してくださった皆様の語りから学ぶ必要があるのだと思います。助けてと言えなかったあなたが悪いのではなく、言える状況ではなかったのです。

子に虐待行為をしてしまった方の語りからも、虐待に至らせざるを得なかった背景、そしてそのことに対する思いが伝わってきます。子どもはどこに生まれても安心して育つ環境が求められますが、すべての親もまた、安心してゆとりをもって子どもを育てていく環境を保障されるべきです。子育ての第一義的責任は親であると児童福祉法にはありますが、合わせて国や自治体の責務でもあります。今を生きる子どもと親が安心して暮らせる地域環境を創っていくことが明日を創っていくことに繋がります。

大阪成蹊大学教育学部 教授  
NPO 法人子どもセンターののさん 理事  
社会福祉士、臨床心理士  
浦田 雅夫

## 6-2. 渡辺久子氏（日本乳幼児精神保健学会 会長）

「特定非営利活動法人ひだまりの丘」による「2021年度児童虐待に関する実態調査報告書」は、増加と複雑化の一途をたどるわが国の虐待に対し、効果的な予防アプローチに貢献する画期的な調査である。当事者が率直に自分の体験を語れていること、そのリアルなナラティブをもとに、当事者においてどのように虐待が派生し定着しこじれたりしながら終焉していったかを、立体的に分析し解明しようとしている。対象者は虐待の元被害者12名、元加害者3名、その内被害児から加害親となった者を1名含むという、被害と加害、被害から加害に転じるケースも含まれる点が特筆に値する。

当法人は、2020年度の実態調査で元被虐待児30名を対象に、親子に虐待の自覚が乏しく、虐待を隠したり、虐待を外部に相談する気がなかったり、虐待への介入を拒否する傾向があることを明らかにした。虐待の予防や効果的介入を阻むこれらの傾向の根底にある要因を、本調査ではさらに掘り下げ解明しようとしている。

本報告書の優れた点は、まず第一に、本調査の実施主体が虐待現場のリアリティーをよく知る人により実施されている点である。虐待は秘密裏に生じ、外部に気づかれにくく、気づかれても加害者の強い否認、抵抗にあう。被害自体が記憶から抹消したいものである上、「お前がいけない」などの加害者の脅しにより、被害者は自尊心を挫かれ、自ら口を閉ざす。当事者は虐待のトラウマからある程度回復し、心から信頼できる相手でなければ、自己の被害体験を語ろうとはしない。従来の虐待研究の多くが、被害者のリアリティーに迫ることのない表層的なものに留まるのは、虐待調査が当事者には辛い二次被害のリスクをもち、本当の信頼関係なくしてはとて被害体験は開示できない点にある。

本調査は当事者への倫理的配慮が十分になされている。調査の意図・動機は社会の人々のためであり、虐待を受けた当事者には本音を語れる機会がないので、安心安全に心を開いて自由に語れる機会を提供し、語られた内容を誠実に人々のための実のある虐待の予防につなげようとしている。

本調査は一对一の関係で自由に語れる設定であり、当事者は調査者を信頼し、能動的に本音を開示している。この人たちなら安全安心に語れることができる関係の中で実施されている結果、驚くほど率直な内容が語られている。データの信憑性は高く、虐待の短期的・長期的な影響がよりよく把握できている。対象者

は、個々の被害体験は千差万別でも、調査インタビューに応じる動機に、同じような負の体験を2度と他の人に味わわせたくないという共通の思いがあることが感じられる。調査者と対象者の信頼関係の結果、本実態調査は生きた虐待当事者のリアリティに迫るものになっている。

本調査では加害者も加わり、さらに被害と加害の両方を体験した者も含まれている。被害者も加害者も等しく人として尊重する基本姿勢があってはじめて、このような幅広い協力が得られる。インタビューで把握された内容は、虐待の発生する【背景】、虐待が日々繰り返す【定着】のプロセス、関係機関からの支援への反応などの経緯に図式化されている。専門家や専門機関には警戒と不信がむけられ、相手がじっくり話がかみあわない時には自然に心を閉し拒否している【不信】。その後インフォーマルな人々の助けや出来事から虐待から抜け出し【解消】にいたる時間経過が示されている。

二つとない個々のナラティブを、共通項を設けて整理し、当事者の心境の変化を時間的推移を含めて示している。加害者の本音、怒り、潰されまいとする防衛的な「なんだ！」という反発などの言葉は、その人ならではのユニークな本音と思われる。また近隣の援助や逃げ場などが把握されており、被害児自身が主体的に虐待を生き延びようとする様子なども含み、被害者も加害者も主体性をもった人として把握されている。

これらは何が有効な虐待支援であるかを示唆するものである。当事者が、‘専門家’と称する関係支援機関に「不信」を抱き、むしろインフォーマルな普通の人々に心を開く事実は大変な一つの知見である。専門家は内省し謙虚にそのような生きた語りから学び、「虐待」というレッテルを貼って排除するのではなく、広く市民社会に日常的に存在する複雑な育児困難状況という認識に位置づける必要がある。本調査結果は、児童相談所中心の対応の狭さが日本の虐待行政の遅れとなっていることも当事者の視点から明らかにしている。特に関係機関の支援に対する不信は、被害を長引かせ致命的にすることが、全国の死亡事例の報道からも明らかである。

本調査は、複雑な要因のからむ虐待ケースに取り組む専門家が、子どもと身近にかかわるインフォーマルな資源である多職種や地域住民とのフラットな連携を重視すべきであることを示唆している。さらに収集された子どもの関係性を包括的に把握し、集団力動や家族精神病理や発達精神病理の理解に基づき、個々とのケースに適切なアセスメントにもとづく具体的な対応方針を示す力量をも



たなければならないことを示している。防災心理学者矢守克也氏の「リアリティの共同構築」の提言は、まさに虐待の場合にも該当する。本調査は、その共同構築の中心に、当事者の声を据えることの重要性を示している。当事者の痛みと抑圧を虐待支援チームが共有し対応することは、当事者のトラウマからの回復につながる役割ももつことを示している。本調査が継続しさらに緻密に発展することを期待する。

日本乳幼児精神保健学会 会長  
世界乳幼児精神保健学会 理事  
LIFE DEVELOPMENT CENTER 渡邊醫院 副院長  
渡辺 久子

## 文献目録

- [1] 小泉朋子, “「先生に言うとは親に伝わる」「逃げ出せないと諦め」…虐待の子、半数が相談せず,” 2/12/2021. [オンライン]. Available: <https://www.yomiuri.co.jp/national/20211202-OYT1T50113/>. [アクセス日: 19/1/2022].
- [2] 矢守克也, “再論—正常化の偏見,” *実験社会心理学研究*, 第 48 巻, 第 2 号, pp.137-149, 2009.
- [3] 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課, “子ども虐待対応の手引き (平成 25 年 8 月改正版),” 2013. [オンライン]. Available: [https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/dl/120502\\_11.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf).
- [4] 安部計彦, “ネグレクト事例における保護の判断基準,” *西南学院大学 人間科学論集*, 第 8 巻, 第 2 号, pp. 109-133, 2013.
- [5] 李環媛, 安達由貴, “小学校教員における児童虐待に関する認識と対応,” *研究集録*, 第 159 号, pp. 61-69, 2015.
- [6] 文部科学省, 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議, “児童虐待防止と学校,” 文部科学省, 2006.
- [7] 厚生労働省, “令和 2 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数,” 2021. [オンライン]. Available: <https://www.mhlw.go.jp/content/000863297.pdf>.
- [8] 林浩康, “ニュージーランドにおける効果的家族参画実践,” *北星論集*, 第 41 号, pp. 117-126, 2004.
- [9] 林浩康, “子ども虐待の援助課程におけるインフォーマル資源の活用,” *家族研究年報*, 第 37 巻, pp. 5-26, 2012.

『2021 年度 児童虐待に関する実態調査 報告書』

発行日 令和4年（2022年）3月1日

発行 特定非営利活動法人 ひだまりの丘  
〒453-0856  
愛知県名古屋市中村区並木1丁目113  
セジューネトーシ 2A  
TEL：052-756-2050  
FAX：052-756-2051  
HP：https://hidamari-oka.org/  
E-mail：info@hidamari-oka.org

子はたからプロジェクト&絵本については  
右記QRよりご覧ください。

